

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇ 条例
  - 鳥取県防災会議条例
  - 鳥取県災害対策本部条例
  - 鳥取県固定資産評価審議会条例
  - 昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定に関する条例
  - 鳥取県立大山観光会館使用料条例
  - 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
  - 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
  - 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例
  - 鳥取県官住宅管理条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例  
鳥取県警察本部の内部組織に関する条例  
県有船舶使用料条例

## 条例

鳥取県防災会議条例をここに公布する。

昭和三十七年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第三十八号

鳥取県防災会議条例

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。)、第十五条第八項の規定に基づき、鳥取県防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第二条 法第十五条第五項に掲げる委員のうち第五号から第七号までの委員の数は、それぞれ次の各号に掲げる数の範囲内とする。

一 法第十五条第五項第五号の規定により知事が指名する者 六人

二 法第十五条第五項第六号の規定により知事が任命する者 四人

三 第十五条第五項第七号の規定により知事が任命する者 十二人

(委員の任期)

第三条 法第十五条第五項第六号及び第七号に掲げる委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(幹事)

第四条 防災会議に、幹事を置き、その数は、六十人以上とする。

2 幹事は、知事の部内の職員及び委員の属する機関の職員のうちから、知事が指名し、又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、会長、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第五条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(運営の細目)

第六条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に關し必要な事項は、防災会議が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県災害対策本部条例をここに公布する。

昭和三十七年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三十九号

鳥取県災害対策本部条例

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条第六項の規定に基づき、鳥取県災害対策本部に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第二条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

第三条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する、災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第四条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県固定資産評価審議会条例をここに公布する。

昭和三十七年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
鳥取県条例第四十号  
鳥取県固定資産評価審議会条例

(目的)

第一条 この条例は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百一条の二第六項の規定に基づき、鳥取県固定資産評価審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(任期)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、

あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を行なう。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(運営の細目)

第五条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定に関する条例をここに公布する。

昭和三十七年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
鳥取県条例第四十一号  
昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定に関する条例

(昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第一条 昭和二十八年十二月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ關スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「条例」という。)第三条に規定する県吏員等(以下「県吏員等」という。)又はその遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和三十七年十月分(同年十月一日以降給与事由の生ずるものについては、その給与事由の生じた月の翌月分)以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。ただし、改定年額が従前の年額に達しない者につ

いては、この改定を行なわない。

第二条 前条の規定により年額を改定された退職年金を受ける者(公務傷病年金と併給される退職年金を受ける者を除く。)又は遺族年金を受ける者(妻及び子を除く。)については、六十才に満ちる日の属する月分まで、改定年額と改定前の年額との差額を停止する。この場合において、遺族年金を受ける者が二人あり、かつ、その二人が遺族年金を受けているときは、そのうちの年長者が六十才に満ちた月をもって、その二人が六十才に満ちた月とみなす。

2 前条の規定により年額を改定された退職年金を受ける者(公務傷病年金と併給される退職年金を受ける者を除く。)又は遺族年金を受ける者については、前項の規定によるのほか、昭和三十九年六月分(昭和三十八年九月三十日において七十才に満ちている者については昭和三十八年九月分、同年十月一日以後昭和三十九年五月三十一日までの間に七十才に満ちる者については七十才に満ちた日の属する月分)まで、改定年額

と改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

3 第一項後段の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第一項後段の規定中「六十才」とあるのは、「七十才」と読み替えるものとする。

(昭和二十九年一月一日以後給与事由の生じた恩給の年額の改定)

第三条 昭和二十九年一月一日以後退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この条において同じ。)した県吏員等又はその遺族で、昭和三十七年九月三十日において現に退職年金又は遺族年金を受けているものについては、同年十月分以降、その年額を、次の各号に規定する給料の年額(その年額が四十一万四千円以下であるときは、その年額にそれぞれ対応する昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十六号)別表第一に掲げる仮定給料金額)にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職当時の給料年額とみなして算出して得た年額に改定する。

一 昭和二十八年十二月三十一日以前から引き続き在職していた県吏員等にあつては、同日において施行されていた給与に関する条例及び規則(以下「旧給与条例等」という。)(がその者の退職の日まで施行され、かつ、その者が同日において占めていた職を要することなく退職していたとしたならば、その者の旧給与条例等の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき給料の年額

二 昭和二十九年一月一日以後就職した県吏員等にあつては、旧給与条例等がその者の退職の日まで施行され、かつ、その者が就職の日において占めていた職を要することなく退職していたとしたならば、その者の旧給与条例等の規定により受けるべきであつた恩給の年額の計算の基礎となるべき給料の年額

2 第一条ただし書の規定は前項の規定による恩給年額の改定について、第二条の規定は前項の規定により改定された退職年金及び遺族年金を受ける者について準用する。

(公務傷病年金と併給される退職年金等の年額の計算についての特例)

第四条 条例第十九条に規定する退職年金又は条例第二十五条の規定により準用する恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十五条第一項第一号の規定による遺族年金以外の遺族年金についての第一条及び前条の規定の適用については、第一条及び前条中「仮定給料年額を」とあるのは、「仮定給料年額に千分の千二百二十四(仮定給料年額が十万八千二百円以下であるときは千分の千二百三十一、十一万三千二百円であるときは千分の千二百二十九、十一万八千二百円であるときは千分の千二百二十七、十二万三千二百円であるときは千分の千二百二十五)を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)(の年額を」とする。

(職権改定)  
第五条 この条例の規定による恩給年額の改定は、第三

条の規定によるものを除き、知事が受給者の請求を待たずに行なう。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

別 表

恩給年額計算の基礎となつてゐる給料年額	仮定給料年額
七〇、八〇〇円	八六、〇〇〇円
七二、六〇〇	八八、三〇〇
七四、四〇〇	九〇、四〇〇
七六、八〇〇	九三、三〇〇
七九、二〇〇	九五、一〇〇
八二、八〇〇	九八、四〇〇
八六、四〇〇	一〇三、二〇〇
九〇、〇〇〇	一〇八、二〇〇
九三、六〇〇	一一三、一〇〇

五五五、六〇〇	六六九、〇〇〇	五七三、六〇〇	六八一、七〇〇
五三七、六〇〇	六四一、四〇〇	五九四、〇〇〇	六九六、七〇〇
五一九、六〇〇	六二七、八〇〇	六一四、四〇〇	七二四、三〇〇
五〇一、六〇〇	六一三、八〇〇	六三七、八〇〇	七五四、四〇〇
四八三、六〇〇	五八六、〇〇〇	六五七、六〇〇	七六九、九〇〇
四六五、六〇〇	五五八、四〇〇	六八〇、四〇〇	七八四、六〇〇
四四七、六〇〇	五四四、一〇〇	七〇三、二〇〇	八〇〇、〇〇〇
四三〇、八〇〇	五三〇、七〇〇	七二六、〇〇〇	八一四、八〇〇
四二二、六〇〇	五〇九、四〇〇	七五一、二〇〇	八四四、九〇〇
四〇六、八〇〇	四八八、〇〇〇	七二六、〇〇〇	八七五、〇〇〇
三九一、〇〇〇	四六六、六〇〇	七八〇、〇〇〇	八八九、八〇〇
三七五、一〇〇	四四九、六〇〇	六八〇、四〇〇	九〇五、二〇〇
三六九、八〇〇	四四五、三〇〇	六五七、六〇〇	
三五六、六〇〇	四二三、九〇〇	六三三、八〇〇	
三四七、四〇〇	四〇二、六〇〇	六一四、四〇〇	
三三四、二〇〇	三九二、〇〇〇	五九四、〇〇〇	
三二一、〇〇〇	三八一、二〇〇	五七三、六〇〇	

恩給年額の計算の基礎となっている給料年額が七〇、八〇〇円未満の場合においては、その年額に千分の千二百十四を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数あるときはこれを切り捨て、五

一七二、六〇〇	一九六、四〇〇	三〇九、〇〇〇	三六三、七〇〇
一六〇、七〇〇	一九〇、八〇〇	二九七、〇〇〇	三四六、〇〇〇
一五七、二〇〇	一八五、〇〇〇	二八六、二〇〇	三三三、六〇〇
一五一、二〇〇	一八〇、七〇〇	二八二、七〇〇	三二九、七〇〇
一四五、二〇〇	一七三、六〇〇	二七三、一〇〇	三一四、六〇〇
一三九、二〇〇	一六七、九〇〇	二六三、五〇〇	二九九、六〇〇
一三四、四〇〇	一六二、三〇〇	二五三、九〇〇	二九一、九〇〇
一二九、六〇〇	一五七、二〇〇	二四四、七〇〇	二八四、五〇〇
一二四、八〇〇	一五二、一〇〇	二三六、三〇〇	二六九、五〇〇
一一〇、〇〇〇	一四七、八〇〇	二三一、一〇〇	二六四、四〇〇
一一一、六〇〇	一四三、四〇〇	二二二、七〇〇	二五五、六〇〇
一〇八、〇〇〇	一三八、二〇〇	二一四、六〇〇	二四九、五〇〇
一〇四、四〇〇	一三四、五〇〇	二〇六、四〇〇	二四三、一〇〇
一〇〇、八〇〇	一三一、三〇〇	一九八、二〇〇	二三〇、五〇〇
九七、二〇〇	一二八、二〇〇	一八一、九〇〇	二一九、一〇〇
	一一三、一〇〇	一九〇、一〇〇	二〇七、七〇〇

十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げるものとする。)を仮定給料年額とする。

鳥取県立大山観光会館使用料条例をここに公布する。

昭和三十七年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例四十二号

鳥取県立大山観光会館使用料条例

(使用料の納付)

第一条 鳥取県立大山観光会館を使用する者は、この条例の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第二条 使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第三条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(委任)

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

別 表

使用区分	室の種別	金 額	
		和 室	洋 室
会 議 室	和 室	一時間につき 二〇〇円	五〇〇円
	洋 室	一人一泊につき 二、〇〇〇円	七〇〇円
宿 泊	特設和室	〃	四〇〇円
	和 室	〃	七〇〇円
休 憩	洋 室	一人一時間につき 二〇〇円	二〇〇円
	和 室	〃	七〇〇円
特設和室	〃	〃	四〇〇円
	〃	〃	七〇〇円

備 考

1 暖房期間中における使用料は、この表に定める使用料の額の一割増とする。

2 六才以上十六才未満の者の宿泊及び休憩のための使用料は、この表に定める使用料の額の半額とし、六才未満の者の使用料は、無料とする。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十三号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 知事の事務局の職員

イ 知事の事務部局の職員(中央病院、高等看護学

院、境港魚市場、境港水産会館及び大山観光会館並びに印刷所の職員を除く。) 二、九九二人

ロ 中央病院及び高等看護学院の職員 二〇七人

ハ 境港魚市場及び境港水産会館の職員 六人

ニ 大山観光会館の職員 二人

ホ 印刷所の所員 一三人

第二条第一項第五号を次のように改める。

五 教育委員会の事務部局の職員 一八六人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、大山観光会館の職員に関する改正規定は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十四号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。  
 第十九条第二項第一号中「又は中学校の第一学年から第三学年までの生徒」を削り、「四十八円」を「八十円」に改め、同項第二号中「二以上」を「三以上」に、「三十六円」を「六十円」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる学級以外の学級における授業又は指導 五十円

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十五号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例  
 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項に次のただし書を加える。

但シ通算退職年金権者ノ遺族ニ付テハ通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第十一条ノ規定ニ依ルモノトス

第九条の四中「(昭和三十六年法律第八十一号)」を削る。

第十八条中「在職十七年」を「在職十七年」に改める。

第十八条ノ三第一項第一号中「又ハ通算対象期間ト国民年金ノ保険料免除期間トヲ合算シタル期間」を削る。

第二十三条ノ二中「九万五千元」を「十一万円」に、「五十万円」を「五十五万円」に改める。

第二十五条ノ四第六項中「但シ当該退職一時金又ハ遺

族一時金カ県ニ返還セラレタル場合ハ此ノ限に在ラス」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年十一月一日から適用する。ただし、第十八条ノ三の改正規定及び附則第六項の規定は、昭和三十七年四月二十八日から適用する。

(刑に処せられたこと等により恩給を受ける権利又は資格を失った者の年金たる恩給を受ける権利の取得)

2 禁錮以上の刑に処せられ、条例第七条又は第十五条の規定により恩給を受ける権利又は資格を失った県吏員等で次の各号の一に該当するもの(その処せられた刑が三年(昭和二十二年五月二日以前にあっては二年)以下の懲役又は禁錮の刑であった者に限る。)のうち、その刑に処せられなかつた者又はその遺族は、昭和三十七年十月一日(同日以後次の各号の一

に該当するに至つた者については、その該当するに至つた日の属する月の翌月の初日)から、当該年金たる恩給を受ける権利又はこれに基づく遺族年金を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

一 恩赦法(昭和二十二年法律第二十号。同法施行前の恩赦に関する法令を含む。)の規定により刑の言渡しの効力が失われたものとされた者

二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十七条の規定により刑の言渡しの効力が失われたものとされた者

3 懲戒の処分により退職し、条例第十五条の規定により恩給を受ける資格を失つた県吏員等で、公務員等の懲戒免除等に関する法律(昭和二十七年法律第七十七号)に基づく法令(同法施行前の懲戒の免除に関する法令を含む。)の規定により懲戒を免除されたものうち、当該懲戒の処分がなかつた者又はその遺族は、昭和三十七年十月一日(同日以後懲戒の免除を

受けた者については、その免除を受けた日の属する月の翌月の初日)から、当該年金たる恩給を受ける権利又はこれに基づく遺族年金を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

4 前二項の規定は、県吏員等の死亡後条例に規定する遺族年金を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当した遺族については、適用しないものとする。  
(多額所得による恩給停止についての経過措置)

5 改正後の条例第二十三条ノ二の規定は、昭和三十七年九月三十日以前に給与事由の生じた退職年金についても適用する。この場合において、退職年金の支給年額は、昭和三十七年九月三十日において現に受け、又は受けることとなる年額の退職年金について改正前の条例第二十三条ノ二及び同条の規定により準用する恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二百二十四号、以下「法律第二百二十四号」という。)第一

条の規定による改正後の恩給法第五十八条ノ四の規定にかかると法律第二百二十四号附則第二十条の規定を適用

した場合の支給年額を下ることはない。

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例(昭和三十七年七月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間」を削り、同条第二項中「又は国民年金の保険料免除期間」を削る。

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十六号

鳥取県営住宅管理条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅管理条例(昭和三十四年十二月鳥取県条

例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(用語の定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公営住宅 法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。

二 第一種公営住宅 法第二条第三号に規定する第一種公営住宅をいう。

三 第二種公営住宅 法第二条第四号に規定する第二種公営住宅をいう。

四 県営住宅 県が供給する公営住宅をいう。

五 第一種県営住宅 県が供給する第一種公営住宅をいう。

六 第二種県営住宅 県が供給する第二種公営住宅をいう。

七 共同施設 法第二条第七号に規定する共同施設をいう。

八 収入 公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)第一条第三号に規定する収入をいう。

第四条第五号中「一万六千円」を「二万円」に、「当該県営住宅」を「当該公営住宅」に、「第一種県営住宅」を「第一種公営住宅」に改め、同条第六号中「一万六千円」を「二万円」に、「第二種県営住宅」を「第二種公営住宅」に改め、同条第七号中「県営住宅」を「公営住宅」に改める。

第五条第二号中「一万六千円」を「二万円」に、「三万二千円」を「三万六千円」に改める。

第十九条第一項及び第二項を次のように改める。

知事は、県営住宅の入居者で、当該県営住宅に入居してから引き続き三年を経過したものについて、毎年一回当該入居者の収入が収入基準をこえているかどうかを決定し、こえていと認めるときは、その旨を当該入居者に通知する。

2 県営住宅の入居者で、当該県営住宅に入居してから



引き続き三年を経過したものは、知事の定めるところにより毎年収入に関する報告を行なわなければならない。

第十九条第三項中「三万二千元」を「三万六千元」に、「一万六千元」を「二万円」に改める。

第二十一条第二項を次のように改める。

2 前項の割増賃料の額は、家賃に次に掲げる表の上欄及び中欄に定める区分に応じて、それぞれ下欄に定める倍率を乗じて得た額とする。ただし、十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

県営住宅の種類	入居者の収入	倍率
第一種県営住宅	三万六千元をこえ四万五千円以下の場合	〇・二
	四万五千円をこえる場合	〇・四
第二種県営住宅	二万円をこえ三万六千円以下の場合	〇・三
	三万六千円をこえ四万五千円以下の場合	〇・五
	四万五千円をこえる場合	〇・八

附則第三項の次に次の三項を加える。

4 当分の間、不良住宅となつた公営住宅の入居者がその住宅の撤去に伴い第一種県営住宅に入居の申込みをした場合においては、当該申込みをした日における収入が三万六千円をこえる場合においても、第五条第二号イの規定の適用については、同号に定める基準の収入があるものとみなす。

5 当分の間、不良住宅となつた第二種公営住宅の入居者がその住宅の撤去に伴い第二種県営住宅に入居の申込みをした場合においては、当該申込みをした日における収入が二万円をこえる場合においても、第五条第二号ロの規定の適用については、同号に定める基準の収入があるものとみなす。

6 当分の間、第十九条第三項中「三万六千元」とあるのは「四万五千円」と、「二万円」とあるのは「二万五千円」とし、第二十一条第二項の表中

とあるのは

第一種県営住宅	三万六千円をこえ四万五千円以下の場合	〇・二
第二種県営住宅	二万円をこえ三万六千円以下の場合	〇・三
	三万六千円をこえ四万五千円以下の場合	〇・五
	四万五千円をこえる場合	〇・八

とする。

第一種県営住宅	四万五千円をこえる場合	〇・四
第二種県営住宅	二万五千円をこえ四万五千円以下の場合	〇・三
	四万五千円をこえる場合	〇・八

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年六月一日から適用する。

附、則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年十月十二日

鳥取県知事 右 破 二期

鳥取県条例第四十七号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「当該学校医等に対して、」の下に「同表に定める第一級から第三級までの等級に該当する身体障害がある場合には、第一種障害補償として、当該障害が存する期間、同表に定める障害の等級に応じ、一年につき補償基礎額に同表に定める倍率を乗じて得た金額を毎年支給して行ない、同表に定める第四級から第十四級までの等級に該当する身体障害がある場合には、第二種障害補償として、」を加え、同条第四項に次のただ

し書を加える。  
 ただし、同項の規定による等級が第三級以上になる場合は、この限りでない。

第八条第五項中「その障害補償の金額から従前の障害に  
 応ずる障害補償の金額」を「その者の加重後の障害の  
 等級に応ずる障害補償の金額から、次の各号に掲げる場  
 合の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める金額」に改  
 め、同項に次の三号を加える。

- 一 その者の加重前の障害が第三級以上である場合、  
 その者の加重前の障害の等級に応ずる第一種障害補  
 償の金額
- 二 その者の加重前の障害の等級が第四級以下であ  
 り、かつ、加重後の障害の等級が第三級以上であ

別表第一

医師、歯科医師又は薬 剤師としての経験年数 の補償基礎額	五年未満	五年以上 一〇年未満	一〇年以上 一五年未満	一五年以上 二〇年未満	二〇年以上 二五年未満	二五年以上
	四二七円	六〇二円	八三七円	一、〇九五円	一、三八九円	一、六七二円

補償基礎額表

る場合、その者の加重前の障害の等級に応ずる第二  
 種障害補償の金額を十三で除して得た金額

三 その者の加重後の障害の等級が第四級以下である  
 場合、その者の加重前の障害の等級に応ずる第二種  
 障害補償の金額

第八条に次の一項を加える。  
 6 第一種障害補償を受ける者の当該身体障害の程度に  
 変更があったため、新たに別表第二中の他の等級に該  
 当するに至った場合においては、新たに該当するに至  
 った等級に応ずる障害補償を行なうものとし、その後  
 は、従前の障害補償は、行なわない。

第十四条中「障害補償」を「第二種障害補償」に改める。  
 別表第一を次のように改める。

別表第二倍数の欄中「一、三四〇」を「二四〇」に、「一、一九〇」を「二二三」に、「一、〇五〇」を「二八八」  
 に改める。

学校薬剤師の補償基礎額	三三〇円	四五一円	六二七円	八〇七円	一、〇三九円	一、二六二円
-------------	------	------	------	------	--------	--------

障害補償	第一級	二四〇
	第二級	二二三
	第三級	一八八
	第四級	一六四

を「第二種障害補償 第四級 一六四」

に改める。

障害補償	第一級	一、一三二	九一九	六九九	四七三	二四〇
	第二級	一、〇〇五	八一五	六二二	四二〇	二二三
	第三級	八八七	七〇二	五四八	三七一	一八八
	第四級	七七四	六二八	四七八	三二三	一六四

別表第四中

を

第二種障害補償 第四級 七七四 六二八 四七八 三二三 一六四 に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例第八条第一項、第四項、第五項及び第六項、第十四条並びに別表第一から別表第四までの規定は、昭和三十六年十月一日から適用する。

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例をここに公布する。

昭和三十七年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十八号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第二十九号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、警察法(昭和二十九年法律第六百六十二号)第四十七条第四項の規定に基づき、鳥取県警

察本部の内部組織を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第二条 鳥取県警察本部に、次の三部を置く。

警 務 部

刑 事 部

警 備 部

(警務部の所掌事務)

第三条 警務部においては、次の各号に掲げる事務をつ

かさどる。

一 公安委員会の庶務に関すること。

二 機密に関すること。

三 公印の管守に関すること。

四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

五 警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること。

六 広報に関すること。

七 予算、決算及び会計に関すること。

八 財産及び物品の管理及び処分に関すること。

- 九 会計の監査に関すること。
- 十 人事、定員及び給与に関すること。
- 十一 所管行政に関する企画及び調査に関すること。
- 十二 福利厚生に関すること。
- 十三 警察装備に関すること。
- 十四 監察に関すること。
- 十五 警察教養に関すること。
- 十六 前各号に掲げるものほか、他の部の所掌に属しない事務に関すること。

(刑事部の所掌事務)

第四条 刑事部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 刑事警察に関すること。
- 二 犯罪の予防に関すること。
- 三 保安警察に関すること。
- 四 犯罪統計に関すること。
- 五 犯罪鑑識に関すること。

(警備部の所掌事務)

第五条 警備部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 警備警察に関すること。
- 二 交通警察に関すること。
- 三 外勤警察に関すること。
- 四 警衛及び警備実施に関すること。
- 五 災害情報に関すること。
- 六 機動隊に関すること。
- 七 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、鳥取県警察本部の内部組織に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和三十七年十月十五日から施行する。

県有船舶使用料条例をここに公布する。

昭和三十七年十月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四十九号

県有船舶使用料条例

県有船舶使用料条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第二十三号)の全部を改正する。

(使用料の納付)

第一条 別表に掲げる県有船舶(以下「県有船舶」という。)を使用する者は、この条例の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第二条 使用料の額は、別表に定める実働一時間当り使用料の額に、使用期間中における実働時間数を乗じて得た額とする。

(委任)

第三条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に県有船舶を使用している者が納付すべき当該使用にかかる使用料については、なお従前の例による。

別 表

船舶名	実働一時間当り使用料
一 しゆんせつ船	
開 運 丸	三、五六〇円
久 松 丸	二、一五〇円
因 伯 丸	二、八二〇円
二 えい 船	
第二港栄丸	八三〇円
三 土 運 船	
鳥 第 一	四二〇円
鳥 第 二	四二〇円
鳥 第 三	四三〇円

昭和四年四月二十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗名町 印刷所 鳥取県